

石綿（アスベスト）に関する法令が、平成18年10月1日に変わりました

「大気汚染防止法」という法律の改正により、吹付け石綿等が使われている建築物その他の工作物を解体、改造、補修する場合、事前に届出が必要になりました。大気汚染防止法とは 大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定された法律です。それまで健康被害の元凶だと認識されていなかった石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散を防止することを目的に法令が改正、強化されました。

改正の内容

【改正前】

特定建築材料に規定されている「吹付け石綿」、「石綿含有断熱材」、「石綿含有保温材」、「石綿含有耐火被覆材」が使われているすべての建築物の解体、改造、補修をする時には、事前の届出が必要とされていました。

* 石綿の含有の考え方は、建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の1%を超えるものをいう

【改正後】

特定建築材料に規定されている「吹付け石綿」、「石綿含有断熱材」、「石綿含有保温材」、「石綿含有耐火被覆材」が使われているすべての建築物その他の工作物の解体、改造、補修をする時には、事前の届出が必要とされました。

* 石綿の含有の考え方は、建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるものをいう。

建築物を解体、改造、改修する時は 吹付け石綿等が使われている建築物その他の工作物を解体、改造、補修する際、工事を施工しようとする者（通常は工事の請負者）は、「大気汚染防止法」に基づき、作業開始の14日前までに、届出をする必要があります。詳しいことは、事前に工事の請負者にご相談されることをおすすめします。

所有者や発注者が配慮すべきことは 大気汚染防止法では、発注者（所有者や管理者）は工事の請負者に対して、施工方法や工期等について、作業上守らなければならない基準を妨げるおそれのある条件をつけてはならないとされていますのでご注意ください。

●誰がいつどこへ届出をするのか●

届出者：建築物その他の工作物の解体、改造、改修を施工しようとする者（工事の請負者）です。

届出期日：解体、改造、改修作業を開始する14日前までです。

届出先：各市町村の環境窓口

【付録・アスベスト（石綿）とは】

直径0.02 μ mから0.2 μ mの微細な天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で6種類に分類されます。このうち産業に使用される物はクリソタイル（白石綿又は温石綿）アモサイト（茶石綿）クロシドライト（青石綿）の3種です。石綿は酸やアルカリ、熱に強いという特性を持ち、一般環境中で半永久的に存在し、粉砕などにより大気中に放出されると容易には落下せず浮遊します。空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺繊維症や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こす確率が高いため、2006年現在では「静かな時限爆弾」などと世間からおそれられています。

石綿障害予防規則の概要

平成17年7月1日、建築物などの解体作業等に重点をおいて石綿ばく露による労働者の健康障害防止対策を充実させる目的から「石綿障害予防規則」が厚生労働省から施行されました。石綿障害予防規則における建築物等の解体等に関する主な対策は以下の通りです。これらの対策を確実に実施する事が安全なアスベスト処理の基本となります。

【事前調査の実施】

事業者は建築物又は工作物の解体や破砕等の作業を行う際には石綿等の使用を目視、設計図等により調査し記録をしなければなりません。

【作業計画の作成】

事業者は石綿などが使用されている建築物又は工作物の解体等作業を行う際には事前に作業計画を定め、作成された作業計画により作業を行わなければなりません。

作業計画の内容

1・作業方法及び順序 2・石綿粉塵の発散防止、又は抑制する方法 3・作業者の粉塵ばく露防止方法

【届出】

石綿等の粉塵を著しく発散する恐れがある作業を行う際には、所轄労働基準監督署長に作業届けを提出しなければなりません。

【労働者に対する特別教育の実施】

石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係わる業務に作業者を就かせる際には当該業務に関する衛生に関しての特別教育を行わなければなりません。その主な内容は下記の通りです。

1・石綿等の有害性 2・石綿等の使用状況 3・石綿粉塵の発散防止又は抑制する為の措置
4・保護具の使用説明 5・前各章に掲げる内容のほか石綿等のばく露防止に関して必要な事項

【石綿作業主任者の選任】

登録講習機関の行う石綿作業主任者技能講習会（各地労働基準協会等で開催）を受講した者のうちから石綿作業主任者を選任しなければなりません。

但し2006年までに旧特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者は引き続き石綿作業主任者に選任する事が出来ます。

【保護具などの使用】

事業者は石綿等の取扱の作業に作業者を従事させる場合は、呼吸用保護具、保護衣などの保護具を使用させなければなりません。

【湿潤化】

石綿等の取扱を行う作業場においては、石綿等の粉塵発散を防止する為に湿潤な状態を保たなければなりません。

【隔離・立ち入り禁止等の措置】

石綿等の取扱を行う作業場は、関係者以外の者が立ち入らないよう措置し、その旨を見やすい場所に表示しなければなりません。

【注文者の配慮】

石綿を含む建築物または工作物の解体等作業を行う仕事の注文者は、石綿等使用の有無の調査、解体作業等の方法、費用、工期等についての規則を遵守を妨げる恐れのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

作業レベルの分類と必要な対策および作業の種類

作業レベル	必要な対策	作業の種類
レベル1	著しく発塵量の多い作業で、作業場所の隔離や高濃度の粉塵量に対応した防塵マスク、保護衣など適切に使用するなど厳重なばく露防止対策が必要なレベルです。	石綿含有吹付け材の撤去作業
レベル2	比重が低く発塵しやすい製品の除去作業でありレベル1に準じて高いばく露防止対策が必要なレベルです。	石綿を含有する保温材、断熱材耐火被覆材などの除去工事
レベル3	発塵が比較的低い作業ではあるが破碎や切断などの作業においては発塵を伴うために湿式作業を原則とし発塵レベルに応じた防塵マスクを必要とするレベルです。	レベル1、レベル2以外の石綿含有建材（一例・成型材等）の除去作業

セキュリティゾーンの区画割り早見表

汚染除去ユニットとも呼ばれ、作業場に隣接して設置し、外部への石綿粉塵流出を防ぎます。

3 区 画	外 部	入場時	更衣室 ここで作業用保護衣を着用します	洗浄室 →	前室 →	内 部
		退場時	更衣室 ←	洗浄室 エアシャワーを使用し粉塵を除去します	前室 ここで作業用保護衣を脱ぎます	

5 区 画	外 部	入場時	更衣室 ここで作業用保護衣を着用します	装備保管室 ここで衣類などを保管管理します	洗浄室 →	前室 →	汚染除去室 →	内 部
		退場時	更衣室 ここで衣類などを着ます	装備保管室 ここで衣類などを出します	洗浄室 シャワーなどにより身体を洗浄します	前室 ここで作業用保護衣を脱ぎます	汚染除去室 ここで大まかな粉塵の除去をします	

負圧除塵装置の必要運転台数計算式

この機械は、作業領域内を常に負圧で保つことにより、作業領域内の汚染された空気を外に逃がさない事と作業領域内の空気を交換することにより、作業領域内の石綿粉塵濃度を低下させる効果があります。

運転は全ての養生が終了後に開始し、養生シート撤去完了まで運転を続ける必要があります。

$$\frac{\text{作業領域の体積（縦×横×高さ）} \text{ m}^3}{\text{機械能力（m}^3\text{/分）} \times 60\text{分} \div 4\text{回}}$$